

2026年5月

お客さま各位

浜銀TT証券株式会社

浜銀TT証券ダイレクト利用約款変更のお知らせ

平素は浜銀TT証券をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、浜銀TT証券ダイレクトのパスキー認証必須化に伴い、利用約款の一部を変更しますのでご案内します。

詳細は、新旧対照表をご参照ください。

■変更日

2026年5月18日（月）

以上

《本件に関する照会先》

カスタマーサポートセンター 0120-807-776 平日8:40~17:00（土日・祝日を除く）

「浜銀 T T 証券ダイレクト利用約款」新旧対照表

(下線部を改訂：2026 年 5 月 18 日より適用)

◆浜銀 T T 証券ダイレクト利用約款

新	旧
<p>【第 5 条】(本サービスのご利用について)</p> <p>1. お客さまは、当社の本サービスについて、次の各号に掲げる取引の種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。</p> <p>(1) インターネットによる取引</p> <p>前条第 1 項の初回認証およびパスキー認証の設定が完了した時点</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>	<p>【第 5 条】(本サービスのご利用について)</p> <p>1. お客さまは、当社の本サービスについて、次の各号に掲げる取引の種類に応じて当該各号に掲げる時点からご利用いただけます。</p> <p>(1) インターネットによる取引</p> <p>前条第 1 項の初回認証が完了した時点</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p>
<p>【第 6 条】(パスキー認証情報およびパスワード管理)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>パスキー認証情報(これらを利用するための端末および生体認証情報等)、ログイン ID およびパスワード(仮パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。)</u>は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客さまご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。</p> <p>3. <u>本サービスに関して、パスキー認証をご利用したログインの場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客さまご本人によるログインとみなして、オンライントレードにおける発注をお受けし、情報提供サービスの提供をいたします。</u></p> <p>4. <u>本サービスに関して、ログイン ID およびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客さまご本人によるログインとみなして、本サービスのご提供をいたします。</u></p> <p>5. <u>お客さまは、ログイン ID およびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行っていただきます。また、パスキー登録の解除が必要となった場合、当社所定の手続きに従い利用解除を行っていただくことができます。</u></p>	<p>【第 6 条】(パスワード管理)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. ログイン ID およびパスワード(仮パスワードおよびその後に変更されたパスワードを含みます。)は、お客さまご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客さまご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>3. <u>本サービスに関して、ログイン ID およびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客さまご本人によるログインとみなして、本サービスのご提供をいたします。</u></p> <p>4. <u>お客さまは、ログイン ID およびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行っていただきます。</u></p>
<p>【第 19 条】(対象書面)</p> <p>電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、<u>租税特別措置法</u>、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面(以下「対象書面」といいます。)といたします。</p>	<p>【第 19 条】(対象書面)</p> <p>電子交付サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、各金融商品取引所受託契約準則および金融商品取引業協会関係規則等において規定されている電子交付等が認められている書面のうち、当社が指定し、当社または当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等に掲載する次の各号に掲げる書面(以下「対象書面」といいます。)といたします。</p>
<p>【第 23 条】(電子交付サービスにおける取扱い)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. お客さまは、電子交付サービスの提供開始以前に書面による交付等を受けた対象書面および電子交付サービスの解約後に書面による交付等を受ける対象書面について、一部の書面を除き電子交付を受けることはできないものといたします。</p> <p>3. (現行どおり)</p>	<p>【第 23 条】(電子交付サービスにおける取扱い)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. お客さまは、電子交付サービスの提供開始以前に書面による交付等を受けた対象書面および電子交付サービスの解約後に書面による交付等を受ける対象書面について、電子交付を受けることはできないものといたします。</p> <p>3. (省 略)</p>

<p>【第 27 条】(免責事項) 当社は、次に掲げる事項により生じるお客さまの損害については、その責任を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客さまに生じた直接の損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) インターネットによる取引のご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害。 ① <u>パスキー認証を利用してログインした際の取引（第三者によるパスキー認証情報の登録およびそのパスキー認証の利用も含みます）</u> ② <u>お客さまが入力された取引パスワード等と当社が記録している取引パスワード等および口座番号、ID 等の一致を当社が確認した取引</u> ③ <u>第三者が取引パスワード等を不正に使用して行った取引</u> (2)～(10) (現行どおり)</p>	<p>【第 27 条】(免責事項) 当社は、次に掲げる事項により生じるお客さまの損害については、その責を負わないものといたします。ただし、当社の故意または重大な過失によりお客さまに生じた直接の損害についてはこの限りではありません。</p> <p>(1) インターネットによる取引のご利用に関し、次に掲げる取引により生じた損害。 (新 設)</p> <p>① <u>お客さまが入力されたパスワード等と当社が記録しているパスワード等および口座番号、ID 等の一致を当社が確認した取引。</u> ② <u>第三者がパスワード等を不正に使用して行った取引。</u> (2)～(10) (省 略)</p>
<p>付則 この約款は <u>2026 年 5 月 18 日</u>より適用します。</p>	<p>付則 この約款は <u>2021 年 10 月 25 日</u>より適用します。</p>

以 上